平成２８年（フ）第２６６７号
東京都世田谷区瀬田３丁目10番３号、登記簿上の本店所在地東京都千代田区九段北１丁目３番２号　大橋ビル６階
破産者　ＲｅｄｏｘＪａｐａｎ株式会社
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１号
長野県下伊那郡高森町吉田107番地
破産者　株式会社ソネック工業
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３３３２号
大阪府門真市四宮３丁目１番33号
破産者　株式会社なみはや交通
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４０２号
大阪府豊中市西泉丘１丁目17番17号
破産者　有限会社Ｉ’ｓ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７８号
大阪府高槻市塚原３丁目17番５―203号
破産者　有限会社アズ
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１０号
大阪市中央区徳井町１丁目２番９号
破産者　アオイソフトウェア株式会社
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６９号
大阪市中央区久太郎町１丁目９―６
破産者　株式会社モデラ
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９１号
大阪市西区靭本町１丁目９―18うつぼビル301
破産者　株式会社セデュール
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９５号
大阪市北区天神橋１丁目18番27号
破産者　株式会社グレイス
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９号
堺市北区新金岡町５丁１番１号
破産者　有限会社55
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
広島市佐伯区皆賀２丁目10番34―202号、商業登記簿上の本店所在地広島市西区高須台４丁目６番25号
破産者　有限会社ケイエフ産業
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３３号
愛媛県松山市中須賀２丁目４番36号
破産者　株式会社デンタルオフィス
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８４０号
静岡県磐田市一言1651番地の２
破産者　サンダイ有限会社
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４１３号
東京都国分寺市並木町１丁目31―34
破産者　田中　隆三
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４号
横浜市港北区新羽町2049番地
破産者　株式会社ディープスピード
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３３号
神奈川県大和市深見西６丁目４番地14号
破産者　有限会社倉内エレクトリック
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２７号
横浜市港北区日吉７丁目22番13号
破産者　有限会社ウエルシステム
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２号
愛知県岡崎市大門５丁目６番地１
破産者　有限会社ＮＫ
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
広島県安芸郡府中町茂陰１丁目４番１号
破産者　有限会社宝石の土伏
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
栃木県小山市大字南飯田661番地55
破産者　株式会社コミヤトータル
１　決定年月日　平成28年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６５５号
さいたま市見沼区春岡２―32―22　ハイカムールＴＡＫＡＴＯ201号、商業登記簿上の本店所在地さいたま市見沼区大字大谷1940番地７
破産者　株式会社新生
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８００号
さいたま市北区吉野町２丁目226番１号
破産者　株式会社大宮宇野
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係